

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第34号

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市介護保険条例（平成12年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)から(5)まで <省略></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 年額 74,277円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から<u>令第22条の2第2項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)から(5)まで <省略></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 年額 74,277円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から<u>令第38条第4項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未</p>

万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ <省略> (7)から(13)まで <省略> 2及び3 <省略>	満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ <省略> (7)から(13)まで <省略> 2及び3 <省略>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市介護保険条例第3条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。